

令和4年11月2日（火）

於・特許庁庁舎16階特別会議室+Teams会議室

産業構造審議会知的財産分科会
第14回意匠制度小委員会速記録

特 許 庁

目 次

1. 開	会	1
2. 配布資料の確認等		1
3. 議事の運営等について		1
4. 議	事	2
①	意匠の新規性喪失の例外適用手続について	2
②	送達制度の見直しについて	
③	書面手続デジタル化について	
5. 閉	会	32

開 会

○松本制度審議室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第14回意匠制度小委員会を開会いたします。

本日は御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本日の議事進行につきましては、田村委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

○田村委員長 ありがとうございます。議事に移る前に、委員の出欠状況及び定足数等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○松本制度審議室長 委員の皆様の出欠状況につきまして、本日は田村委員長、浅見委員、笹野委員におかれましては会議室から御出席、青木委員、林委員、平林委員におかれましてはTeams会議室から御出席いただいております。また黒田委員におかれましては、本日御欠席でございます。

本日は、意匠制度小委員会に所属する7名の委員のうち、過半数を超える6名の委員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会運営規定第13条6項に基づき、本日の委員会は成立となります。

配布資料の確認等

○松本制度審議室長 続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。事前にデータでもお送りさせていただいておりますが、座席表、議事次第、配布資料一覧、タブレットの使い方については、お手元に紙で配布させていただき、その他の資料については、お手元のタブレットで御覧いただければと存じます。タブレットの使い方についてお困りの場合には、お席で挙手いただくなど合図していただければ、担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いいいたします。

議事の運営等について

○松本制度審議室長 続きまして、議事の公開について、本小委員会では、新型コロナウ

イルス対応のため、一般傍聴及びプレス傍聴につきましては、ウェブ傍聴に限って可能としております。また、配布資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたします。

事務局からは以上となります。

○田村委員長 ありがとうございます。

議 事

① 意匠の新規性喪失の例外適用手続について

○田村委員長 それでは、議事に入ります。まず初めに資料1、意匠の新規性喪失の例外適用手続について、事務局から御説明をいただき、その後、質疑に移りたいと思います。事務局から御説明をよろしくお願いたします。

○大峰意匠制度企画室長 意匠制度企画室長の大峰でございます。それでは、資料1に基づいて説明させていただきます。

最初のスライドは、9月に実施されました第13回意匠制度小委員会での議論の概要をまとめた資料でございます。

前回の小委員会では、出願人が新規性喪失の例外規定の法定期間内に網羅的な証明書を提出することが困難であることにより、自ら公開した意匠に基づき拒絶理由が通知される事案が多く生じている問題について、スライドの中段に示しましたように、出願当初の法定期間内に主要な公開について証明書を提出した者に対し、査定までの期間に証明書の追加提出を可能とする案を例として示し、御議論いただきました。

御議論では、新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続を緩和する方向につきまして全委員の皆様御賛同をいただきましたが、具体的な緩和の内容につきまして御意見を頂戴しており、主な御意見として、下の青囲いに示したように、証明書の追加提出を認めつつも、査定までに網羅的な証明書の提出を求めるとした場合、証明書の作成負担は軽減されないことから、手続の緩和としては不十分なのではないかという御意見をいただいております。

次に、証明書を提出すべき対象の判断基準として提示させていただいた主要な公開かどうかという点について、ユーザー団体として御参加いただいている平林委員や笹野委員をはじめ、委員の皆様から、判断基準が不明確となることから、明確な判断基準である、最先の公開かどうかとすべきではないかという御意見をいただいております。また、これに

加え、最先の公開を証明すれば、以降の公開に対する証明は不要とすることはできないかという御意見もいただいているところです。

そして、前回の対応案は、証明書の追加提出を認める案でしたが、追加提出を認める場合としては、査定までではなく、審判段階や侵害訴訟時に無効の抗弁がされた場合にも、出願人や権利者が対応できるようすべきという御意見をいただいております。

次のスライドでは、前回小委でいただいた御意見を踏まえた具体的な対応を示しております。新規性喪失の例外は、先の出願に権利を与えることで権利の安定を図り、早期に出願することを促し、意匠の公開により、社会に早く利益をもたらされることを理由とする先願主義の原則において、一定の要件の下に認められた例外的な手続でございます。

よって、この制度の趣旨から、手続の緩和によって第三者の予見性を大きく損なうような弊害を生じさせることはできませんが、他方で法定期間内に提出した証明書に基づいて、第三者の予見可能性を十分に担保できる範囲については、最大限、新規性喪失の例外規定の適用を認めていくことで、ユーザーの皆様の手続きの作成負担が大きく軽減できるのではないかと考えられます。

そこで、皆様からの御意見を踏まえつつ、こうした観点から検討した結果、中央の四角囲いで(1)から(3)に挙げております要件を満たす場合には、個別の証明書を提出せずとも、法定期間内に提出した先の公開についての証明書に基づいて、新規性喪失の例外規定を適用することとしてはいかがかと考えております。

具体的には、(1)で意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった意匠であること、(2)で法定期間内に提出した証明書により証明した意匠の公開時以後に公開された意匠であること、及び(3)として法定期間内に提出した証明書により証明した意匠と同一又は類似する意匠であること、という要件を満たすものであれば、下の図に示しますように、法定期間内に提出した証明書に基づいて新規性喪失の例外規定を適用するものでございます。

なお、最初の要件につきまして、これまでどおり国内外の特許庁の発行した公報により公知となった意匠は除かれるとしております。

こちらの案では、審査等において、証明書に記載した意匠の公開時以降に公開された、明らかに意匠登録を受ける権利を有する者の行為に基づいた公開と判断される意匠については、証明書に記載した意匠と同一又は類似である限り、拒絶理由となることはございません。一方で、メーカー等が不明な場合や、OEM等で別メーカーのブランドとして販売

されている場合など、補足的な情報がなければ意匠登録を受ける権利を有する者の行為に基づいた公開と審査官が判断できない場合には拒絶理由となる可能性がございますが、このような場合でも、拒絶理由を構成する公開意匠が、上の四角囲いの(1)から(3)までの要件を満たすことを意見書等における反論として主張、立証することで、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。

次のスライドでは、現行制度を前回小委において示した例、それから今回提示した例について比較したものでございます。

①に挙げましたように、現行制度では、種々の意匠を複数回公開した場合は、原則全ての公開意匠について全ての公開行為を補足して、法定期間内に網羅的な証明書の提出を求めらるものでございます。

これに対し、③の今回提示した案では、最先の公開について証明書を提出するとの明確な要件としており、その証明をその後に公開された同一、類似の意匠の公開意匠にも適用させることで、先願主義の原則や第三者の予見性を確保しつつも、全ての公開意匠について、公開行為ごとに網羅的に証明するという手続負担を大きく軽減する案となっております。

最後のスライド4では、個別の論点について記載しております。

まず、①に記載しましたように、証明書記載の意匠が最先の公開であることについて、特段の証明や宣誓は不要と考えております。

②に挙げましたように、最先以外の公開意匠を重複して証明しても、特段不利益が生じるわけではございません。今回の案では、証明書記載した公開意匠の公開以後に公開された意匠について、提出済みの証明書に基づいて自動的に新規性喪失の例外規定を適用していくというものでございます。

また、③に示しましたように、拒絶理由通知等の根拠になった場合でも、引用意匠について、先に御説明した3つの要件を満たすものであると主張、証明することによる対応が可能でございます。

なお、④で示しましたように、証明書記載の意匠よりも前に公開された意匠については、提出した証明書に基づいて新規性喪失の例外規定の適用がされません。ただし、意匠法第4条第1項に規定する意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された意匠に該当する場合は、意匠法第4条第1項の規定に基づき、これまでと同様に、新規性喪失の例外規定が適用されます。

これ以降のスライドにつきましては、参考資料として、前回小委資料として提示し説明いたしました、新規性喪失を巡る状況等についてのものでございますので、説明は省略いたします。

私からの説明は以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの御説明に関して、御意見、御質問等のある方はいらっしゃいますでしょうか。御発言をご希望の際は、会議室にいらっしゃいます方は挙手いただきまして、御指名されましたら、卓上マイクをオンにしてから御発言ください。できるだけマイクに近づいて御発言いただきますようお願いいたします。また、オンラインにて御出席の皆様につきましては、チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際には、マイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。浅見委員、お願いいたします。

○浅見委員 ありがとうございます。浅見でございます。

まず、今回の御提案につきまして、私が意匠の実務に詳しくないために、事前に丁寧に説明してくださった意匠課の皆様、この場を借りてお礼を申し上げます。

今回の御提案ですけれども、前回のものに比べて格段に分かりやすくなったと思います。しかしながら、1点、懸念している点があります。資料の2ページに、証明書を提出しなくていい範囲が書かれていますが、3つ目の要件、(3)では、同一又は類似する意匠については証明書を提出しなくてよいとなっています。その下に※がありまして、非類似の場合、意匠は別個の証明が必要とあります。括弧書きで、「出願意匠と非類似の意匠であっても、創作非容易性要件の拒絶理由の根拠となる場合がある」と書かれています。これにつきまして意見を申し上げます。

最初に問題点を指摘しまして、解決提案を申しますが、解決提案につきましては、意匠課からなかなか難しいという御指摘をいただいておりますので、ベストなものではないことは認識しております。

まず、創作容易になるのはどういう場合なのか、について、審査基準を参照しました。典型的な例として挙げられているものとして、公知の乗用自動車の形状をほとんどそのまま自動車おもちゃとして表したに過ぎない意匠というのがあります。意匠の類似の判断は、形態の類似と物品の類似の2つの要素で行うということですが、自動車とおもちゃの関係は、物品が非類似になりますので、意匠としては非類似ですが、創作容易になるということです。

次に、今回の案について説明したいと思います。資料の2ページに、証明書としてポケットのデザインに特徴があるベストの事例が掲載されています。意匠登録出願がベストではなくて、袖がついているコートであるという場合に、ベストとコートを比較すると物品が異なりますが、両方とも衣服ですので、類似になると考えられます。また、同じポケットのついたズボンや帽子なども衣服なので、類似になると考えられます。このような場合には(3)に該当するので、コート、ズボン、帽子の証明書は提出しなくてもよいと理解しております。

次に、同じベストですが、人用ではなくて、熊のぬいぐるみ用に作製して公開した場合は、自動車と自動車のおもちゃと同様に、物品は非類似になると考えております。つまり、この場合は証明書を提出しないと、ぬいぐるみ用のベストから人用のベストは創作容易になるのではないかと思います。

1つの形態のデザインを様々なグッズに展開するということはまれなことではないと思いますが、デザインが同じでも物品が類似とは言えない場合には、物品ごとに証明書を提出しなければ、証明書を提出しなかった公開から創作容易となり、拒絶理由や無効理由が発生します。すなわち、非類似とされる物品の1つでも証明書を提出しないと、拒絶、あるいは無効となり、救済はされないということになります。

今回の改正は、証明書提出の負担を減らすことが目的かと思いますが、現在の案ですと、非類似の物品については、全ての公開の証明書を提出しないと拒絶され、出願人の負担は大きいように思います。これを解消して、1つの証明書を提出すればよいとしてほしいというのが要望です。そのためにはどうしたらいいかということを考えてみました。

まず、創作容易の範囲まで1つの証明書でよいとすればいいのではないかと考えました。つまり、1つの証明서가カバーする範囲を拒絶理由が通知される範囲と同じにすることです。そうすることにより、他の公開によって拒絶理由が通知されることはなくなり、無効理由もなくなります。

以下は、証明書記載の意匠と意匠登録出願の意匠が同一又は類似であるという前提で説明します。この案につきましては、意匠課より以下の御意見をいただいております。ごく簡単に説明します。

創作容易に関しては、物品の非類似の場合だけでなく、複数の公知意匠の組合せなどがあることも審査基準に記載されており、創作容易の範囲まで対象を広げると、いろいろな場合が想定されて、広がり過ぎるのではないかという御指摘です。私の提案では、証明書

に記載した意匠からの創作容易ですので、対象となる意匠は1つです。何か別の意匠と組み合わせる、すなわち、公知意匠の組合せということは想定しておりません。1つの意匠からの創作容易というのは、これまでにはない新しい概念にはなりますが、通常の創作容易とは別に、提出した証明書に記載した1つの意匠のみからの創作容易という形で規定すれば、公知意匠の組合せは含まれなくなると思います。したがって、別の意匠をサーチするといったようなことは必要ないと考えています。

このように規定すれば、物品が類似であるか、非類似であるかということについて判断する必要はなくなり、どちらの場合であっても、出願人の公開により拒絶理由や無効理由が生じることはないので、特許庁として審査、あるいは審判の段階で負担はないのではないかと考えております。

もう一つ、別の案を提示させていただきます。形態が同一又は類似で、物品が非類似の場合、この場合には証明書を提出しなくてよいとする案です。これは人用のベストとぬいぐるみ用ベストの関係をカバーします。この案をとれば、ほとんどの場合に1つの証明書を救済がなされると考えております。

この案に対しては、意匠課からは、形態の類似の判断は物品と結びついて判断されるので、形態の類似と物品の類似を分けて判断することは難しいという御指摘をいただいております。しかし、同じデザインであっても、物品が非類似になったために特徴点が変わり、形態も非類似になるとすれば、形態も物品も非類似ということになりますので、その公開から創作容易とはならないと思います。すなわち、物品が非類似であれば、形態が類似であっても、非類似であっても、拒絶理由は通知されないもので、審査官は形態が類似であるか非類似であるかを判断する必要はないのではないかと考えております。

これらの考えにつきまして、誤解もあるかと思しますので、御意見をいただければと思います。

以上です。

○田村委員長 浅見委員、どうもありがとうございました。今の点に関しまして、あるいはほかの点に関しまして、他の委員の方もいろいろな御意見があるかと思えます。まずは皆様の御意見を伺いまして、その上で御回答をお願いしようと思えます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。笹野委員、よろしく願いいたします。

○笹野委員 笹野です。浅見先生からの御提案に対しまして、私としては、前回御提案があったファー付きコート的事例のように形態が非類似の場合、ほかは先ほど浅見先生から

ありましたように非類似物品の場合について、創作非容易性の観点から拒絶理由を受けるという可能性がありますので、そこを証明しなければならないとなりますと、出願人側としては、なかなかそこまで目が行き届かないかなと思うところもあります。この点が救済されるようになりますと、出願人にとってはかなりの負担軽減になるのかなと思っております。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。続きまして、オンラインのほうから平林委員、お願いいたします。

○平林委員 ありがとうございます。改めまして、日本知的財産協会意匠委員会委員長を務めております、セイコーエプソンの平林でございます。

最先の公開事実のみを証明するといった案を御提出いただきまして、大変感謝しております。最先の公開事実のみを証明するといった方向性につきましては、出願人の手続の大幅な緩和に結びつくと考えられる点におきまして、賛同の方向でございます。

先ほど浅見先生の言われたところは、我々も同じところを感じておりまして、やはり同一又は類似というところは、形態と物品の2つで考えなければいけないと考えております。例えばですが、浅見先生が2つ目の案を御提示されていたと思いますが、証明書にて開示された意匠と形態が同一又は類似であれば導き出すことが可能な、それから展開される物品等というものは広く認めていただきたいという要望がございます。

以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。——それでは、庁のほうから御説明をお願いいたします。

○大峰意匠制度企画室長 事務局でございます。御意見ありがとうございます。

浅見委員から届いた御意見と、それに対して笹野委員と平林委員とお話ございましたが、そもそも創作容易の範囲については、最初に浅見委員からも発言いただきましたが、証明書に記載された情報だけではなく、その他の情報を組み合わせて判断されますので、第三者の予見性が大きく低下するという点で、創作容易の範囲まで広げずに、証明書に記載された情報に基づく類似の範囲までとすることで、第三者の予見性を担保していきたいと考えているところでございます。

それから、2点目の形態が同一で対象となる物品が非類似である場合まで広げるというところなのですけれども、これまでの日本の意匠制度におきましては、物品と形態が一体

不可分と考えられておりますので、その中で形態のみを抽出することは、この考え方になじまないところがございますし、第三者の予見性の確保が困難となるということがございます。また、新規性喪失の例外が先願主義の原則の例外ということで設けられているという趣旨がございますので、第三者の予見可能性を低下させる範囲まで適用させることは適切ではないと考えているところでございます。

また、実際、先ほど自動車と自動車おもちゃの例のような話がございましたけれども、例えば自動車の形に基づいて自動車のおもちゃを作ることは創作容易ということが言えるのですけれども、一方で、自動車おもちゃから自動車を作るということは、商慣行上の転用とは一般的には認められないので、そうすると無制限に、形態が同じものを物品が類似しないものでも適用するとすると、今の創作容易の範囲まで超えてしまうということがございますので、そういったことまで考えると、第三者の予見性を確保することが困難ではないかと考えているところでございます。

○田村委員長 ありがとうございます。今の御説明に関しまして、既に御発言の方、その他の方々も、いかがでしょうか。その他の件でも結構です。では、浅見委員、お願いいたします。

○浅見委員 いろいろと分かっていないところがあるので、質問させていただきたいと思いますが、まず笹野委員がおっしゃったファー付きコート、この事例では物品は非類似になるのでしょうか、ならないのでしょうか。私が意匠課から御説明いただいたときには、衣服の範囲であれば類似の範囲なのだと御説明をいただいたので、それならある程度はカバーできているかと思いました。非類似になるものというのは、衣服を超えたような、ぬいぐるみとか、そういうものであれば、実際にはそんなに多くないのかと思ったのですが、その点はいかがかということについてお答えいただきたいと思います。

○大峰意匠制度企画室長 その点につきましては、ファー付きコートとコートということですから、意匠法の物品の類似に関しては、用途及び機能が共通するかどうかというところで判断いたしますので、その点でベストとファー付きコートのようなもの、人が着るためのものに関しては、物品としては類似の範囲に収まるかと思えます。

補足的な説明になりますけれども、新規性喪失の例外証明書によって証明した意匠というところがございますが、2スライド目でございますが、例えばベストを証明書で出した場合なのですが、新規性喪失の例外の適用を受ける意匠自体は特段、意匠登録出願のように一意匠一出願というような制限はございません。この場合は、ベスト全体の意匠だけで

はなくて、例えばポケットとしての部品だとか、ボタンの部品だとか、部分意匠としても新規性を喪失したことを証明した意匠に該当するかと思いますので、例えばこの中の一部のものをほかのものに転用したものでしたら、この証明書に記載した意匠の範囲の中で、部品だとか部分意匠も含めて、そこから同一又は類似の範囲まで、新規性喪失の例外の適用を受けられるものと考えられるかと思います。

○田村委員長 浅見委員、どうぞ。

○浅見委員 質問させていただきます。笹野委員が挙げられた事例というのは、ファー付きコートは非類似になると前回の資料で書かれていたというところかと思うのですが、現在の見解としては、非類似にはならないということでしょうか。

○大峰意匠制度企画室長 失礼いたしました。あちらの例は、物品としては類似するけれども、形態が類似しないという意味合いで非類似の意匠という趣旨で資料として含めたものでございます。

○浅見委員 分かりました。ということは、ファー付きコートは、物品としては類似だけでも、結局形態が類似しないので非類似である。だから今回の案では非類似になるのですよね。そうすると、やはり別の証明が必要ということでしょうか。それとも、ポケットを部分意匠として考えるということですか。

○大峰意匠制度企画室長 おっしゃるとおりでございまして、ベストの中に特徴的な部分、例えばこちらの前身頃、後ろ身頃みたいなものであったり、あるいはポケットの部分、ボタンなどが含まれているかと思いますけれども、後でファー付きコートが出てきたときに、そのファー付きコートにしかないような部分、新たに加わった襟の部分であったりだとか、袖の部分などについては、新規性喪失の例外の適用、こちらの証明書からは適用できない一方で、前身頃だとかポケットの部分、ボタンの部分など、こちらの証明書に含まれた部分は除かれる。新規性喪失の例外の適用を受けて、部分意匠のような形でファー付きコートのほうを見ると。その上で抜かれた部分が小さいということであれば、類似するということも論所はございますし、ファーの部分であったり、袖の部分を基に創作が容易だということになるのであれば、その範囲では、後の出願の拒絶理由になり得る。ただし、こちらの証明書に書かれている開示された範囲の中では、新規性喪失の例外の適用を受けられると考えているところでございます。

○浅見委員 もう少しいいですか。

○田村委員長 どうぞ。

○浅見委員 いろいろな要素が入っているので、全部理解できていないのかもしれませんが、せっきくの機会ですので、明確にしておきたいと思います。

少し質問を変えまして、ポケットを部分意匠として見るということですが、このポケットと全く同じポケットでぬいぐるみ用のベストであったとした場合には、部分意匠としては確かに認定されますが、物品は非類似ということですよ。そうすると、いくら部分意匠を見ても、やはり類似の範囲には入らなくて、創作容易となるということによろしいでしょうか。

○大峰意匠制度企画室長 その点は、直ちに創作容易になるということではございません。人用のベストとぬいぐるみ用のベストということで、物品が非類似ということであれば、ぬいぐるみ用のベストは新規性喪失の例外の適用の対象外になると。ただ、先ほど申したとおりで、例えば人の衣服をベースにぬいぐるみのベストを作るということは、商慣行上の転用ということで、容易な創作に当たるかと思うのですけれども、ぬいぐるみ用のベストもって例えば人用のベストを作るかという、一般的な商慣行上の転用とは言いがたいところではございます。その点で、そちらが拒絶理由を構成するというは、実務上はないかと思えます。

○浅見委員 すみません、ますます分からなくなってしまったのですが、この場合、ぬいぐるみ用のベストが公開されていることが見つかったとします。審査官は、そのぬいぐるみ用のベストによって、人用のベストについては、創作容易ではないと判断して拒絶理由を通知しないという理解でしょうか。

○大峰意匠制度企画室長 そうですね、一般的な商慣行上の転用という考え方に基づくとそうなるかと思えます。その点で、ぬいぐるみ用のベストを基に人用のベストが簡単に作れるということは一般に言わないかと思えます。

○浅見委員 理解が難しいですが、先にぬいぐるみ用のベストを考えて、これはなかなかいいデザインだから、人用のベストにも使おうと考えたときに、そちらは創作容易ではなくて、全く同じデザインけれども、人用のベストを先に考えて、これをぬいぐるみ用のベストに転用しようと考えた場合は、創作容易になるという方向性があると考えているということですか。

○下村意匠課長 浅見先生、御質問ありがとうございます。この点、クラリファイしていただきまして、本当にありがとうございます。

創作容易と判断されるかどうかというのは、その物品の分野で、創作する方が参照して

いる分野かどうかというところ、物に応じて必ず先行調査をしますので、そういった実態があるというときには創作容易との判断になりますし、なければ、ならないということでございます。ですので、今個別の事例が出ていますが、サーチをしてみないと、そういった実態があるかどうか分かりませんので、実際の審査における判断は、そういったところを調査して判断していくということになります。

○浅見委員 すみません、今の点の確認ですけれども、ぬいぐるみ用のベストを審査するときには、人用のベストはサーチするけれども、人用のベストを審査するときには、ぬいぐるみ用のベストはサーチしないということですか。

○下村意匠課長 そこは衣服の分野の審査を担当する者によくよく確認して、その担当者が実際の審査において判断していくことになります。往々にして人間用のものを人間以外のものに使うことから逆流して創作することは一般的には少ないので、そのようになることが多いのではないかと趣旨で回答させていただいたところです。

○浅見委員 それは無効理由でも同じということですね。

○下村意匠課長 実際に創作容易の判断をするときには、その手法自体も一般的であることを立証しなくてははいけませんので、例えばぬいぐるみから人へという実態が確かにあるということが立証されれば、そこは創作容易と判断される余地があり、そういった事実がないということだと、そこは創作容易が成立しないということになります。

○浅見委員 少なくともこの例ではあるような気がしますが、要するに人と人を模したものとか、人と人形みたいな関係だから、どちらもあるような気がしますが、それはケース・バイ・ケースというお答えなのでしょうか。

○田村委員長 おそらく浅見委員の真意としても、ぬいぐるみと人の問題に拘泥したお話をされるおつもりはなく、ケース・バイ・ケースという判断があり得るということは、御了解いただいたのではないかと思います。個別の事例の判断については、今の庁からのお答えのとおり、実際の意匠を見てみないことにはわかりません。この簡単な絵でいろいろ憶測するわけにはいかないと思います。そこで、ケース・バイ・ケースの判断があり得るということを前提に、一般論として今回の案がよいかどうかをお話しいただければ十分ではないかと思います。いかがでしょう。

○浅見委員 分かりました。ただ、出願人の予見性、第三者の予見性、どちらもかなり難しいのではないかと思います。1つでいいと思って1つしか出さなかったら、いや実はこれも公開されていたと、別の物品の意匠の公開から創作容易であるとして拒絶理由が通

知されますと、今の案ですと、拒絶になって救済されないということになってしまうと思います。だから、それをできるだけ避けて分かりやすい形で、もちろんかけ離れた意匠についても提出するというのは別としまして、1つの証明書を提出した意匠によって、ほかの意匠の証明書を提出しなくても新規性喪失の例外適用が受けられるようにしていただいたほうが、後々の混乱が少なくなるのではないかと考えて要望したというところです。そういう規定は書けませんと言われてしまえば仕方がないのですが、今の基準から考えて、やはり心配はあると思います。それを救ってあげられるような方策を検討していただけないかというのが要望です。

お話を伺っていて、いろいろ疑問が湧いて、私は専門家ではないので間違っているところがあるかもしれませんが、説明を伺ってもすっきりしないのです。この場合はいいけれども、この場合は駄目、分野をどう考えるかとか、それは審査官なり、審判官なり、あるいは裁判官の判断によるのですというような説明をされてしまいますと、簡素化する、分かりやすくするという点で、やや後退しているのではないかという感想を持ちました。

以上です。

○下村意匠課長 貴重な御指摘を誠にありがとうございます。先生がおっしゃっている明確性というところは、私どもも今回非常に大事な観点かと思っております。

そこで、先生がおっしゃる創作容易の部分まで今回、最初の証明書から救おうとしますと、どうしても先ほどのような複雑な問題が出てまいります。当業者にとって創作が容易か否かというのは、判断にあたり、ほかの文献が必要なのかとか、逆方向はありなのかといった難しい問題が出てきますので、今回はシンプルに、証明書に記載していただいたものと同じ、類似の範囲までという一番分かりやすい基準とさせていただきたいと思っております。最先の公開意匠さえ証明していただければ、その後の同一、類似の意匠はすっきり拒絶理由の対象から除外されていくというような明確な基準ですので、こうした判断基準としてはいかがかと思っております。

○浅見委員 分かりやすいのはそのとおりだと思いますが、分かりやすいがゆえに、それを超える部分が曖昧なまま残されているという問題があることは指摘しておきたいと思えます。

この案で法改正がなされるということでしたら、ぜひその点は明確に、こういう場合は別の証明書を出さなければ救済はされないということをはっきりと示していただいて、出願人が1つの証明書で大丈夫だと考えたら、そうではなかったといったようなことがない

ように、メッセージをきちんと出していただきたいというのが私の要望です。

以上です。

○大峰意匠制度企画室長 御意見ありがとうございます。もちろん、法改正ができればという前提にはなりますが、制度が改正された後は、当然新しい制度を周知していくこととなりますので、その際には、浅見委員に御指摘いただいたように、類似しないものに関しては新規性喪失の例外の適用はされない、1つの証明書から適用されないということに関しては、分かりやすくなるように周知しつつ、御例示いただいたような、人の衣服を、例えばぬいぐるみ用の衣服に使う、車の形を車のおもちゃにするといった典型的なパターンが実際は幾つかあるかと思しますので、そういった場合は特に御注意くださいということで注意喚起できればと考えているところでございます。

○田村委員長 ありがとうございます。今の点、あるいはほかの点でも、いかがでしょうか。笹野委員、どうぞ。

○笹野委員 別の質問をさせていただきたいと思えます。

○田村委員長 どうぞよろしく申し上げます。

○笹野委員 今回提案いただいた案では、前回の小委で述べさせていただいたのを考慮いただいて、大変ありがたく思っております。

提案いただいた案では、出願人の証明負担の低減、又は手続を大幅に緩和するという方向になっているかと思えます。その一方で、実務上、最先であることや類似の判断が難しいケースがあり、その証明ミスも懸念されるかと思えますので、その点、何らかの手当てがいただけないかなというところが率直な意見といたしますか、感想でございます。例えば、同時に複数メールを送ったような場合、受け手側がいつ知るかどうかについては明確なところはないと思えますので、ずれが生じると思うのですけれども、そのようにずれてしまった場合に、何らかの救済があってもいいのではないかと思っております。

それと、例えばこれも前回の事例にもありましたけれども、ティーザー広告のようなもの、段階的に公開していくような事例の場合、一番初めと後の公開で非類似のものになっているかと思うのですが、その場合に証明し忘れてしまうということもあろうかと思えますので、この点、何らかの救済措置があると、出願人にとってかなりいい制度になるのではないかと思っております。この点、いかがでしょうか。

○田村委員長 いかがでしょうか。

○大峰意匠制度企画室長 御意見ありがとうございます。2点御質問いただいたかと思

ますけれども、1つ目は時間のずれということかと思えます。そこは恐らくなのですけれども、ずれが生じないように、どのように証明をすればいいかという、どちらかという実務的な話かと思えますので、これも制度が変わった後ということになるかと思えますが、どういった証明をすると出願人の方、あるいは代理人の方等に負担が少なく、かつ第三者から見ても明確に証明できるかという部分を検討できればと考えているところです。

それから、今回スライド2に示させていただいたとおりで、同時の場合ですと、証明した時分の以後ということが対象になりますので、最先で同時多発的に行うものに関しては、その中の1つで証明すれば、ほかのものも適用されるということになるかと思えます。

2点目としましては、ティーザー広告のような場合ということになりますけれども、その考え方も、先ほど浅見委員への御説明の中でさせていただいたとおりで、もとの証明書の中に含まれている範囲ということであれば、ある種その後のものも新規性喪失の例外の適用を受けるということがあるのですが、一方で、おっしゃるようなティーザー広告のような場合というのは、そもそも公開している情報に限定されていますので、逆に一部しか公開されていないところからもとの証明書に入っていないところまで新規性喪失の例外の適用を認めるということは、ある種なかった情報を後で付け足すような形になりますので、そこは第三者の予見可能性を損なうと思えますので、その点も、どちらかという証明の仕方というような実務的な話になるかと思えますので、その点も出願人だとか代理人の皆様が後で不利益が生じにくくなるように、周知の際には留意したいと考えているところでございます。

○田村委員長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

今の点ですけれども、スライドの4枚目にありますように、別に1枚で済ませる必要はなく、もし疑義があるようでしたら、何枚か出していただくということでも対応が可能であると理解してもよろしいでしょうか。

○大峰意匠制度企画室長 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。証明書は1枚しか出してはいけないというわけではございませんで、複数回出していただくことが可能でございますので、もちろん出願人の皆様の中で類似かどうかが悩ましい、あるいはティーザー広告のようなもので、どこまでが最先かが分かりづらいというような場合につきましては、前広に出していただく。その場合におきましても、それぞれの公開についての最先のところを公開していただくことになりますので、これまでのように都度公開するというに比べると、証明手続自体は負担が大分軽減されるものではない

かと考えているところでございます。

○田村委員長 つまり、最先でないものがたまたま提出されたとしても、それは不利益にならないし、もしそれが最先の選択肢のうちに入れば利益になる、という御趣旨ですね。

○大峰意匠制度企画室長 おっしゃるとおりでございます。

○田村委員長 ほかはいかがでしょうか。平林委員、お願いいたします。

○平林委員 平林でございます。先ほど笹野先生が言われた内容と重複しておりますが、やはりワールドワイドなので、複数の販売店など製品情報の広範囲の開示をしまして、同日に公開した場合で、時分単位で最先の公開事実を見極めるというのは非常に困難な状況となりますので、それらも踏まえまして、しっかりと対応というものを検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○田村委員長 どうもありがとうございました。青木委員、お願いいたします。

○青木委員 音声のトラブルの関係で、ご説明、ご議論がほとんど聞こえていなかったところもございまして、もし何か重複などがありましたら御容赦ください。

今回の御提案に関連しまして、私としては、やはり趣旨が気になるところです。4スライドの右下には、最先の公開を要件とされる御趣旨として、第三者の予見可能性をというところを御指摘いただいているかと思えます。

今回の御提案の考え方は、一定期間に最先の公開と思われるものを1つ挙げよ、それに関する同一、類似のものは引例から排除しましょう、そういうお話だったかと思えます。例えば、最先でなくても何でもいいから1つ挙げよというような、とにかく新規性喪失の例外を使っているという情報提供では足りずに、最先の意匠はこれで、そこから後ろのものを引例から外すというような、最先を宣言させる御趣旨について、恐らく4スライド目の右下に書かれている内容を敷衍する形になると思うのですけれども、確認させていただければと思います。

○田村委員長 お願いいたします。

○大峰意匠制度企画室長 まず、平林委員から御指摘がありました、救済のために、特にワールドワイドで公開するのに、時分までのところが難しいというところですので、その点で言うと、御意見の趣旨は、出願人が提出した証明書記載の意匠よりも先に公開された、同一又は類似の意匠についての救済があるべきではないかという御指摘かと思えますけれども、こちらにつきましては、出願人の方が提出されました証明書記載の意匠よりも先に

公開された同一又は類似の意匠について追加の証明書を認めるとするのは、法定期間内に提出すべき証明書の要件について、今回提示させていただいた明確な要件という、最先の公開というものに代わる別の要件を設定する必要がありますし、追加の証明書の提出を認める場合の要件として、前回の小委の対応案では、主要な公開ということを示唆させていただいたのですが、こちらについては、複数の委員の皆様から曖昧な要件であるという御指摘を受けたところでございます。

この法定期間内に提出すべき証明書の要件として、最先の公開意匠を要件とする趣旨につきましても、出願人自身が最先の公開を明確にするということで、第三者の予見可能性を十分確保することにございます。仮に公開した意匠を、青木先生から御指摘があったように何らか提出さえすればよいとすると、提出した証明書から第三者の予見性を十分に確保できないと考えておまして、青木先生からも御意見があったところで、最先を求める趣旨でございますけれども、こちらは、出願人が最先の公開を明確にするということで第三者の予見性を確保することがございますし、特に意匠の公開につきましても、一般にある公開があった後に、それを基に二次的公開、三次的公開と公開行為が枝分かれして、多数の公開行為へ拡散していくということがございます。

最先の公開がきちんと証明されておらず、そのうちの末端の公開行為の1つしか証明しなかった場合、こちらについては、当該出願人の行為に基づく意匠の公開の全貌を把握することが非常に困難になるということがございます。その点で、最先の公開意匠が証明されていない場合なのですけれども、第三者であったり、審査官の審査の段階で、末端の公開意匠から当該出願人が公開した意匠を逆流して推測していかなくてはいけなくなりますので、多大な負担が生じまして、登録意匠の登録性であったり、あるいは無効理由の有無についての予見可能性を著しく低下させるとともに、審査段階におきましては、審査の遅延を招くおそれがあります。その点で最先の公開意匠を証明しないということであれば、ある種、第三者や審査官の予見可能性を確保するという事を考えると、現行のように全ての公開意匠について証明していただくような制度の枠組みになろうかと思っております。

以上でございます。

○田村委員長 今の御説明に対していかがでしょうか。あるいは、ほかの点でも結構でございます。青木委員、お願いいたします。

○青木委員 ありがとうございます。そうしますと、第三者ないし審査される審査官の皆様にとって最先のものについて証明させるということが1つ重要なお話になっている。

だから、どれでもいいというわけではないのだというお話だったかと思いました。

そうしますと、今回のご提案によっても、恐らく救われないパターンとして、最先のものだと証明した公開より前に、気づかずに行為に起因して公開してしまっていた場合であるとか、非類似だと思っていたら後から類似だったとか、公開意匠や出願意匠との関係で救いにくいパターンがあるかもしれないのですが、手続を要しない、ないし何でもいいから一つ証明せよというような途をとらず、これらを救わない趣旨としましても、最先の自分の公開した意匠をちゃんと指摘してもらわないと、周りが困るというようなことが御趣旨としてあって、そのために最先というのを要件にされていると。それはこれらの不利益を踏まえてもなおそうすべきだ、そういう御判断をされたということかと思いました。

ありがとうございました。

○大峰意匠制度企画室長 御意見ありがとうございます。青木先生のおっしゃるとおりでございます。新規性喪失の例外というのは、本来は公開前に出願してくださいという先願主義の中で、一定の場合に基づく、一定の要件を満たすものについて認めていく例外的なものでございまして、その中では、やはり第三者の予見可能性を保つということが1つ目的としてあろうかと思っておりますので、その部分として最初に公開したものを意匠として証明書を出していただいて、それを基に、そこから同一又は類似という範囲までとすることで、その辺りが第三者の予見性を担保しつつ、新規性喪失の例外を認めて、証明書の中で最大限認めていくところではないかと考えているところでございます。

○田村委員長 ほかはいかがでしょうか。どうぞ、浅見委員。

○浅見委員 何度もすみません。青木先生の御意見を伺っていて、私もどうして必ず最先でなくてはいけないのかというのを少し疑問に思っているところがあります。というのは、先ほど非類似との関係で、1つの証明書を出しておくことでフラグを立てるというのでしょうか、欧米型のように証明書を全く出さなくていいというよりは、フラグを立てて私は公開しているのですよ、だから、ここは救ってくださいといいますか、それを拒絶理由に使わないでくださいという意味で出しておくというのは、その制度自体は、第三者の予見性を考えたときに、いいことであると考えております。

それがなぜ最先でないといけないのかというところは、つまり何か1つフラグを立てておいて、もちろん全ての公開が出願から1年以内であるということが条件ではありますが、後からそれよりも前のものが見つかったというときに、最先のものを出さなかったので、拒絶になりますということになってしまうというのも、救済としては不十分ではないかと

ということを感じたというのが1点です。

それから、笹野委員や平林委員がおっしゃっていた時間の話なのですが、これは別の議論になるのですが、あくまでも期間の計算は日にちでやっているの、同時ではなく、少なくとも同日だったらいいのではないかというようなことも感じました。

前に戻りますが、最先でないで第三者の予見性がなくなるという話ですが、サーチをしてみても似ているものが見つかったと。でも、それを誰が公開しているかを見てみたら出願人のものだった。出願人のものだったら、それを使わない。それは拒絶理由や無効理由にはならないのだということが明確になっていけば、最先のものでなくてもいいのではないかと、ほかのものが見つかって、全てが1年以内だったならば、それも救済してもいいのではないかと思ったのですが、それについてお答えいただければと思います。

○大峰意匠制度企画室長 御意見ありがとうございます。先ほど青木委員に御説明したと重複するところはございますけれども、1つは、意匠の公開というのは、一般にある公開行為があった後に、それを基に二次的公開ということで、例えばある会社が製品を売りましたと。そうすると、それを買った人が公開していくということがありますけれども、そういった公開行為が枝分かれしていったときなのですが、末端の公開の行為の1つしか証明していなかった場合については、特に製品を販売した場合などは、ほかの公開されたものについて、どのような公開が出願人の行為に基づくものなのかといった全貌を把握することは、第三者にとっては非常に困難なものになるかと思えます。

その点で、公開意匠が証明されていない中で、第三者、あるいは審査官が見つけたものから公開された意匠が本当に出願人に属するものなのか、出願人の行為に基づくものなのかを調べていくということになりますと、結局公開されたものを逆流して推測していくことになります。そうすると、第三者にも多大な負担が生じますし、審査官におきましても、そういったものを発見したとき、例えばどこかのブログで公開されていたというものが証明書に記載の意匠と同じもので、それが意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因するものかということが不明なことが非常に増えるということがありますので、審査の遅延というものを招くおそれがあります。そうすると、逆にちゃんと先願主義の原則を守って、公開前に出願された方も含めて全体の審査が遅れることが懸念されるということかと思えます。

あと2点目で、同日までとしてはどうかという御意見があったかと思いますが、意匠法の第3条、新規性の判断時点なのですが、意匠登録出願前ということで、時分も含

めて判断されますので、その点で新規性喪失の例外についても、最先の公開ということをご想定しているところでございます。

その点につきましては、逆に、例えば外国で公開された場合の時差の計算の場合におきましても混乱が少ないと思いますので、明確であると思いますし、一方、最も早い公開の同日としてしまいますと、では、時差がある場合に、どこからどこまでが適用されるのかという点で曖昧になる面もございますので、そういった点で妥当ではないと考えているところでございます。

○浅見委員 ありがとうございます。後半に関しては、同日をどう考えるか、日本時間で考えるか、それはある程度規定はできるようにも思います。

最先の公開に関しては、波及的な公開を出すと、これは誰が公開したものなのかというのが分かりにくくなるというのはそのとおりだと思いますが、先ほど田村委員長も、ほかの証明書も出していいとおっしゃいました。つまり、拒絶理由が来ないようにするには、多くの証明書を出しておいたほうが間違いがないわけです。ですから、そういうことを考えますと、あえて外れの公開を出そうとは普通は思わないと思います。自分の公開かどうか分からないようなものを出すというのは一般的ではなくて、基本的には自分の公開を出すのだらうと思うのです。しかも法定期間との関係で、通常は最先のものを出すのだらうと思います。

ただ、そうでなくてはいけないというところを規定することについては、もしそうでないものを出したときに、第三者にとって大きな不測の不利益があるのかというところについては、確かにサーチをしたときに、これは誰が公開したのかとか、多少の負担はあるのかかもしれませんが、救済するということを考えれば、必ずしも最先の公開でなくてもいいのではないかということは申し上げておきたいと思います。

○田村委員長 浅見委員の御指摘もよく分かります。浅見委員が先ほどおっしゃっていただいたように、そもそも意に反する公知と同じように、一切証明を要求しないという選択肢もある中で、今回、皆様の御意見は、証明はさせるという選択肢になっています。そして、今回の方針は、浅見委員がおっしゃっていただいたように、フラグを立てるということに尽きるのではないかと思います。

そうすると、フラグは明確であることがやはり望ましいでしょう。今御指摘いただいたような点も、選択肢としては分かるのですが、先ほど庁から御説明がありましたように、末端の、最先でないものが出されますと、結局受け取ったほうは、ほかに特にこれに基づ

くもの、既に公開している意匠に起因するのか、それとも新規性喪失の例外と完全に関係なく引例となり得る第三者のものなのかを、その期日より前のも含めて判断しなければいけません。そうしますと、やはりフラグとしてはやや不明確になるのではないのでしょうか。今回、フラグを立てるとした以上、明確なところで切っていただいて、創作の容易性がないところとか、非類似物品のところとか、あるいは今の最先でないところも含めて、争いが生じるようなものを伝えることは、今回の改正の趣旨から外れてくると思うのです。もしそれならば、いっそのこと思い切って意に反する公知と同じように証明を要しないという選択肢もあり得る中、証明を求めることはかなり大きなジャンプであろうと思います。

そうすると、フラグを立てるといって今回の趣旨に即した制度は、やはり序が出した案ではないかと私も思っています。いかがでしょうか。

○浅見委員 了解いたしました。最先のところは、そんなにこだわりがないのですが、ただ救済がされなくなってしまうというところはやや懸念しております。前回の事例で、クラウドファンディングをやる前にブログで公開していたという事例があり、前回の案だと、主要なのはクラウドファンディングだから、ブログは主要ではないから救われるという説明でした。今回の案だと、それは救われないということになるかと思えます。もちろん、そのほうが明確であるというのは同意いたしますが、実際に運用してみて、それが本当に適切なかどうかは、先ほどの非類似の点も含めて、見直しをしていただきたいと思います。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。笹野委員、お願いします。

○笹野委員 笹野です。スライドの5、個別の論点についての考え方のところの④なのですけれども、証明書記載の意匠よりも前の公開意匠については、4条1項の可能性があるというようなところなのですが、ここについては、例えば自社の営業所の社員が誤ってSNSに公開してしまったというような場合、私の理解だと、意に反する公知は、スクープとか盗撮とか、かなり限られたものだと思っていたのですけれども、ここら辺については、御庁としては、どういう適用の仕方をお考えになられているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○大峰意匠制度企画室長 この点につきましては、多分意に反する公知ということで、出

願人等の管理から外れたものというところがありますのでケース・バイ・ケースになってくるものになろうかと思えます。

その点で、審査官の中で判断がぶれないようにということで、ある程度定めていくことは可能かとは思いますが、一方でケース・バイ・ケースであることも多く、ある種明確に線引きできないところがあるかと思えますので、基本的には過去の司法判断等を踏まえて同じような判断をしていくことになろうかと思えますが、実際の判断の際は、やはりケース・バイ・ケースでの判断が審査官によってぶれないようにしていき、究極的には、やはり個別のケースが本当に意に反する公知か判断ができるかどうかというところに行き着くところ——すみません、説明がなかなか難しいのですが——になろうかと思えます。

○田村委員長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。——様々な御意見をいただきましたけれども、おかげさまで、やり取りの中で制度の具体像もかなり見えてきたかと思えます。また、今回これでも大きなジャンプだと私は思っておりますけれども、今回もしこれが改正になったとしても、この制度については、浅見委員御指摘のとおり、引き続きその運用を見極めて、様々な改革を成す必要があるかもしれません。その点も踏まえた上で、庁のほうで運用を考えていただければと思えます。

そのような次第で、いろいろと御意見をいただきましたけれども、本件につきまして、本小委員会としては今回、事務局から御提案があった方向性で御了解いただいたものと理解したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

② 送達制度の見直しについて

③ 書面手続デジタル化について

○田村委員長 次に、議題は変わりまして、送達制度の見直しについて、参考資料1及び参考資料2を基に、書面手続デジタル化について、参考資料3及び参考資料4を基に事務局から御説明いただき、その後、質疑に移りたいと思えます。では、事務局から御説明をよろしくお願いたします。

○高橋出願課長 出願課長・高橋でございます。よろしくお願いたします。

まず、送達制度の見直しにつきまして、先般9月29日に開催されました、第47回特許制度小委員会で議論された内容につきまして御説明いたします。お時間も限られておりますので、簡潔に御説明させていただきます。

参考資料1を御覧ください。1ページ目でございます。特許庁に対する出願等の手続でございますが、オンライン、又は紙での手続が可能となっているところでございます。また、オンライン手続を行う際のインフラでございますが、現在は専用ソフトである出願ソフトを御利用いただいているところでございます。

オンライン出願は平成2年12月より、遅れまして、平成5年7月よりオンライン発送を運用開始しております。オンライン発送につきましては、発送を希望した者のみ対応可能というところでございます。現在、足元でございますが、四法全体で約92%がオンラインで手続をいただいているところでございます。また、紙手続で申請した場合につきましては、紙での発送処理となっているところでございます。

1ページおめくりいただきまして、現状のオンライン発送処理でございます。発送処理につきましては、特許庁職員の決裁終了後、資料の真ん中に記載がございますけれども、こちらの受付サーバーに格納いたします。出願人等のユーザーは、出願ソフトで①の発送件数を確認し、③の行為で受取件数を指定して、その後、④のところ、受付サーバーから送信されるというところでございます。それらの書類につきまして、ユーザー側のPC等に格納された時点で発送書類が到達したものとみなされるという法律の建てつけになっているところでございます。

なお、受付サーバーに格納しまして、10開庁日以内に取得しない場合ですが、現在は紙に出力して郵送にて発送となっているところでございます。

下の※に記載がございますけれども、こちら2021年の数字でございますが、紙発送となった件数は、オンライン発送処理に対しての約3.7万件、約3%になっているというところでございます。

次ページ目でございます。先ほど申し上げました現状を踏まえまして、オンライン送達の見直しの方向性でございます。御案内のとおり、コロナ禍以降、企業及び特許事務所の働き方が変わっているというところと、デジタル庁が発足しまして、行政のデジタル化を推進していくというところが進んでいるというところでございます。それも踏まえまして、我々もより一層デジタル化を検討しているところでございます。

先ほど申し上げましたけれども、現状、10開庁日以内に取得しない場合は、送達の効力

発生のために紙に出力して郵便で発送しております。それらの特許査定等の書類等につきましては、書留で発送しております。一般郵便と違いまして、郵便局員が手交で印鑑をもらう等の行為をしておりますが、先ほど申し上げたとおり、テレワーク等が生じている関係がございまして、事務所員がいない場合が多うございまして、我々に戻ってくる割合が多くなっているところでございます。コロナ禍以前と比較しますと、2割程度、特許庁に返送されてくる郵便物が多くなっているというところもでございます。

また、先般、民訴法が改正されたことを踏まえまして、繰り返しになりますけれども、紙での発送をしておりますので、これらの郵送に係るコストの削減、あとはデジタル化によるユーザーの利便性の向上から、方向性としまして、オンライン発送からの書類につきましては、特許庁サーバーに格納、一定期間受領しない場合は、すべからく、紙発送をせずに、改正民訴法と同様に一定期間後——この期間についてはまだ検討しておりますが、到達したものとみなす制度の導入を考えているところでございます。また、この対象者でございまして、こちらにも改正民訴法と同様に、オンライン発送を希望した者に加えまして、代理人である士業、弁理士や弁護士については、義務化をしたいと考えているところでございます。加えて、システム開始に係る経費についても考慮したいと考えているところでございます。

次ページでございまして、今申し上げました見直しの方向性を踏まえまして、3案御提案して、特許制度小委員会で御議論いただきました。その中で、案1の手法が現行とあまり変更がなく、問題ないということでもございました。

なお、御意見といたしましては、改正民訴法におきましては、みなし送達の効力が発生するまでの期間としまして、7日間、1週間が設定されております。小委員会の議論の中では、特許手続の特殊性等を踏まえると、1週間、7日間ではちょっと心もとないので、過度に短い期間とならないようにしてほしいという御意見がありました。

また、案1で対応するに際しても、出願ソフトを頻繁に立ち上げないユーザー等もいるところでございますので、周知を十分に行うということであるとか、あと発送書類がサーバーに格納された旨の通知につきまして、利便性の高いものにすべきという意見がございました。

5ページ目でございますが、こちらは案1について詳細に記載しておりますので、省略させていただきます。

もう一点でございます。6ページ目でございます。こちらにつきましては、公示送達の

デジタル化でございます。先ほど御説明したとおり、郵送しましても、複数回返送されてくる処分通知等につきましては、最終的には効力を発生するために、現状、公示送達にて対応しております。こちらにつきましても、先ほど申し上げたとおり、デジタル庁で、デジタル基本原則の中でアナログ規制改革というところがございまして、その中の書面掲示規制ということを掲げおります。今般の改正民訴法に倣った公示送達のデジタル化を進めるという方向性のものでございます。

当庁の場合、現状でございますが、公示送達の場合官報、特許公報及び庁内の掲示板で対応しておりましたが、掲載の手續、官報に掲載する費用等を踏まえまして、例えば特許庁のホームページで公示送達の情報に掲載することとしたいと考えているところでございます。小委員会の中の議論では、改正民訴法を踏まえまして、またデジタル化を推進する観点から、こちらについては賛成の意見が示されたというところでございます。

簡単ではございますが、送達制度の見直しでございます。

引き続き、送達に関連で総務課から御説明いたします。

○吉野総務課業務管理企画官 総務課・吉野でございます。参考資料2に基づきまして、新型コロナウイルス等の影響に対応した公示送達の見直しについて御説明させていただきます。

まず、スライド1でございます。現行の制度でございますが、在外者に関しましては、日本国内に住所又は居所を有する特許管理人によらなければ手續をすることができないと規定されておまして、在外者に対する送達は、特許管理人に対してしなければならないとされておりますが、在外者に特許管理人がないときは、書類を航空扱いとした書留郵便等に付して発送することができる旨規定されております。公示送達の部分は後ほど御説明いたしますので、こちらでは省略いたします。

次のスライドでございますが、特許管理人がない場合といたしまして、2つ事例を御紹介いたします。

まず、審判における送達の例でございます。商標の取消審判請求の事例とさせていただきます。出願中の手續に関しましては、特許管理人がおりますので、特許管理人とのやり取りになりますが、設定登録後、委任契約終了等により、特許管理人が不在となる場合がございます。そういった状況の下、取消審判請求があった際に、特許管理人がいない場合がございますので、審判請求書の副本を在外者である権利者に直接送達する必要があります。こういったケースは、意匠の無効審判請求でも起こり得ることでございます。

次のスライドでございます。もう一つの事例でございますが、マドプロ制度における送達の例でございます。マドプロ出願におきましては、出願人と応答手続なく拒絶査定まで進む場合がございます。左側、オレンジのケースでございますが、特許庁から暫定拒絶通報を出した場合に、意見書、補正書などを出してくる場合には、特許管理人を通して手続しなければなりませんので、代理人受任届より特許管理人が選任されますので、特許庁は拒絶査定を特許管理人に発することができますが、右側、青いケースでございますが、特許庁からの暫定拒絶通報に対して応答手続がない場合、特許管理人が選任されませんので、拒絶査定を直接海外に送らなければなりません。こちら、ハーグ制度でも同じようなことが起こり得ます。

次のスライドですが、現行公示送達制度の問題点といたしまして、新型コロナウイルスの蔓延により、2020年4月以降、日本郵便が一部の国、地域に宛てて郵便引受けを停止したことにより、在外者であって、特許管理人を選任していないケースにおきまして、送達ができないというケースが長期にわたり発生しております。2022年3月のウクライナ情勢により、一部解消はしておりますが、さらに引受停止国が増えているという状況になっております。

問題点といたしましては、やはり送達ができない案件が長期間生じているということ、また審判請求書の副本、拒絶査定の際本などが送達できないことから、迅速な審理を望む請求人の要望に応えられないこと、最終処分が長期にわたり確定しないことで、後続の審査に影響が出ていること、があげられます。

次のスライドでございます。見直しの具体的な検討といたしまして、航空書留郵便により発送ができないようなときに、公示送達が使えないかというところですが、公示送達制度を規定しております特許法191条は、公示送達ができる場面を限定的に規定しておりますので、現在の国際郵便引受停止による送達ができないような状況は、現行特許法の公示送達の要件を満たさないということでもあります。

次のスライドでございます。そのため、この状況を解決するために、現行の特許法191条、公示送達の規定を改正し、在外者に航空書留郵便等に付する発送ができないときに、公示送達制度が利用できるようにしてはどうかということについて特許制度小委員会で御議論いただきました。また、航空書留郵便による発送ができない場合は、短期間で解消することもあり得ますので、そういった状況が長期間継続するような場合に、公示送達できるよう、公示送達の要件として追加するというところで、ご了解いただいたところでござい

ます。

続きまして、資料3に基づきまして説明させていただきます。書面手続のデジタル化に向けた関係手続整備でございます。

スライド1でございます。特許庁に対する申請手続、特許庁からの発送手続につきまして、特許庁は従来より積極的にオンライン化を推進しておりますが、まだ一定数オンラインで行うことができない手続が残っております。左側、特許庁に対する申請手続では、総申請件数310万件のうち、約20万件が電子申請できない手続として残っておりますが、今後、原則全ての手続をデジタル化する方針で検討しております。

右側でございます。特許庁からの発送手続に関しまして、総発送件数約395万件のうち、280万件がオンライン発送できない手続として残っておりますけれども、こちらも発送件数やユーザーニーズが高い登録証など7種類の発送書類について先行して、オンライン発送が可能となるような対応を進めてございます。結果、約230万件がオンライン発送できるようになる予定でございます。

次のスライドでございます。特許庁に対する申請手続につきまして、原則、全てオンライン申請を可能とすると御説明させていただきましたが、その際には、大規模なシステム改造と改造費用が発生することになりますが、そういった制約の中で、ユーザーの利益の観点から実現を図るために、これまでのオンライン申請とは別の電子形態でオンライン申請を可能とすることを考えてございます。

こちらの図でございますが、従来はXML、SGML等、構造化した形で申請書類を送るオンライン申請の形をとっておりましたが、今回御提案させていただいておりますのは、XML形式の送付票に、筆頭書類、添付書類を、いずれもPDFで付けて送る電子形態となります。このような従来とは異なる形態での申請を受け付けることに伴い、閲覧方法や電子化の方法に所要の法令改正を行う必要が生じてございます。書面手続のデジタル化を推進するといった観点から、この所要の法令改正を検討するというところで御議論いただき、御了解をいただいているところでございます。

以上でございます。

○小野審査基準室長 続きまして、オンライン化の手続に関連したものとして、パリ条約の優先権証明書の提出をオンラインで行うには特許法43条の規定の改正が必要になるため、参考資料4を用いて説明します。

まず、1ページ目は、パリ条約による優先権についての現行制度の簡単な説明でござい

ます。資料の右下を御覧ください。

パリ条約による優先権とは、第一国に出願した者が、その出願の内容について優先期間内に第二国、例えば日本に出願した場合に、日本の出願の新規性、進歩性等の実体審査を行う際には、第二国、日本の実際の出願日ではなく、第一国に出願した日、優先日と呼んでいます。この日を基準に判断されるという制度です。このような優先権の取扱いのためには、日本への出願時に優先権証明書を出す必要がございます。この点について、次のスライドを御覧ください。

2 ページ目のスライドでは、パリ条約の優先権証明書の提出についてまとめてございます。青枠の中の1つ目の矢羽根の3行目にありますように、①として、書面により原本を提出することを原則としており、特許法43条2項に規定しています。また、オンライン化の関連して、②として、世界知的所有権機関のデジタル・アクセス・サービス、DASと呼んでいます。これを利用して電子的交換を行うことで提出したものと見なされると特許法43条5項で規定しています。このように、オンライン化でも一部対応できてはいますが、例えばDASに参加していない国があるため、その場合には、書面による原本の提出が必要となっています。

次のページを御覧ください。こちらの上の青枠に、オンライン化を進めていく際の課題をまとめています。前のスライドで説明したような法律上の規定があるために、例えば第一庁が書面で発行した証明書を、日本の出願人が電子化したもので写しとして提出することができない状況です。また、2行目にごございますように、第一庁が電子でも証明書を発行するという場合に、これをそのまま日本で提出できないという状況です。

そこで、下の青枠にごございますように、優先権証明書の写しの提出を許容したり、オンラインでの提出を可能にしたりといった制度改正を進めたいと考えております。これらは特許法を準用する実用、意匠、商標を含めた四法で措置したいと考えています。こちらの案に関して、特許制度小委員会で検討いただきまして、方向性について了解をいただいているという状況でございます。

私からは以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの御説明に關しまして、自由討議を行いたいと思います。御発言を御希望の方は、挙手又はチャット欄への書き込みをお願いいたします。浅見委員、お願いいたします。

○浅見委員 基本的に全て前向きな方向で歓迎したいと思います。電子的な手続をもう少

し充実させることはできないかといった意見を特許制度小委で既に申しましたが、方向性としてはとてもいいことだと思いますので、ぜひ推し進めていただきたいと思います。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。平林委員からもありますので、オンラインの平林委員、お願いいたします。

○平林委員 平林でございます。私のほうも、浅見先生の御意見と同様、ぜひとも手続のデジタル化につきましては、早く実行していただきたいと思います。

以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございます。林委員、お願いいたします。

○林委員 こんにちは。私のほうも発言していなかったのですが、いるかどうか分からなくなってしまったので、ちょっと発言しようかなと思ったのですが、浅見先生、あと平林先生がおっしゃったことと同じなのですが、基本的には今回の全ての改正に賛成で、特に今まで紙でやっていたところをデジタル化するというので、例えば出願人が10日間以内にサーバーにアクセスしなくても、紙で郵送しないというような送達のルールが変わるということに関してもすごく賛成で、日本では、コロナとか、ロシアの侵攻とかということもあって、それで今回、デジタルでの対応というのをより進めていく。そのことによって、今回特許庁でも改正されるということになっていると思うのですが、具体的に、例えばアメリカだったりとか、ヨーロッパなどを見ていくと、別にそういったことがなくても、行政のルールがより次世代のUIとかUXをリードしていくというのは大いにあり得ることなので、それができる省庁を考えたら、担当の方がどんどん替わっていくところでは難しく、そういう意味でも、特許庁は、省庁の先陣を切ってどんどんルールを変えていくという意味で、今回のデジタル化に対する改正というのはとても賛成なので、これからも頑張ってもらいたいなと思いました。ありがとうございます。

○田村委員長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。笹野委員、お願いいたします。

○笹野委員 笹野です。私もデジタル化については賛成なので、大いにやっていただきたいと思います。また、早急にやっていただきたいなと思っています。

1つ質問と意見があるのですが、優先権証明書の中で、出願人側で電子化したものの提出を認めるということなのですが、例えば外国の方が複数の国に出願したいとなった場合に、優先権証明書に個別番号がついていたとき、優先権証明書を1通とって、それ

を写しとして使い回すということは、御庁としてはどのようなお考えなのでしょうか。

逆のパターンで幾つか実務的にやっているのですけれども、個別番号は関係ないので、それを使い回してもいいですよという国と、個別番号と提出するものは一致させてくださいという国があるので、その点はどのようにお考えなのかなというところ。

それと、前回質問させていただいたときに、御庁が第一庁として優先権証明書を発行する場合、DASを積極的に利用して範囲を広げていきたいという御回答をいただいたのですけれども、意匠ですが、まだまだ利用可能国が少ないので、優先権証明書自体を電子化していただけると、出願人側としては負担軽減になるのかなと思います。

先ほど申しあげましたように、今コロナとか、世情によってコピーの提出でいいですよという国が増えているのですけれども、現状は優先権証明書を個別に取得して、そのコピーをとって送っている。まだ原本が必要な国もありますので、原本を送るときには郵送料が当然かかってきますし、多数の国に送ればそれなりの費用もかかってきますので、優先権証明書自体がデジタル化されると、その点の費用負担軽減にもなるのかなと思っております。

以上です。

○小野審査基準室長 御質問と御意見ありがとうございます。

1つ目の優先権証明書の個別番号が違うものが必要なのか、同じもので使い回していいのかという点は、実際に実務を詳しく検討していく際に決定することになるかと思っておりますので、現時点ではそのような回答とさせていただきます。

2つ目のDASとの関係で、優先権の証明書を日本から電子で発行できないかという点ですけれども、御意見としては承らせていただきますが、実現するには、システム面の予算なども関係するところかと思っております。ありがとうございます。

○田村委員長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。もしなければ、この点に関する自由討議は終了とさせていただこうと思っております。

以上をもちまして、本日の議論を終了いたします。

最後に、今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○松本制度審議室長 御審議いただきまして、ありがとうございました。次回以降の具体的な開催日程等につきましては、委員長と御相談の上、追って皆様に御連絡差し上げます。

今回は、これまで御審議いただいた論点を踏まえて、意匠制度見直しについて事務局から報告書（案）という形で御提示させていただいて、御審議いただければと考えておりま

す。

○田村委員長 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第14回意匠制度小委員会を閉会いたします。本日は、長時間の御審議をありがとうございました。

閉 会